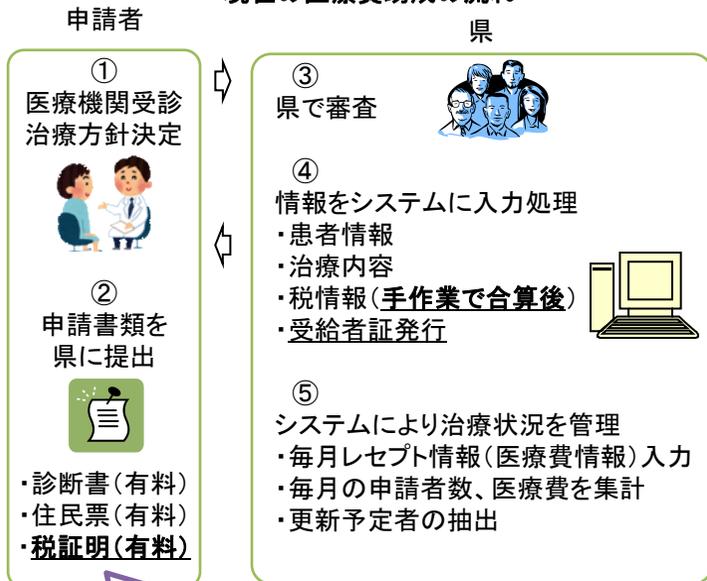


マイナンバー制度開始に伴う申請時の税情報の省略について

患者の負担軽減を目的に、医療費助成申請時にマイナンバーの提出があった方は税証明の提出を省略できることとする。県の条例、規則上では制度開始に併せて運用が可能になるよう調整中であるが、実際に運用を開始するには県の実施要綱改正が必要。国の示すスケジュールでは7月中旬から試験運用、10月から本格運用を開始する予定。

現在の医療費助成の流れ

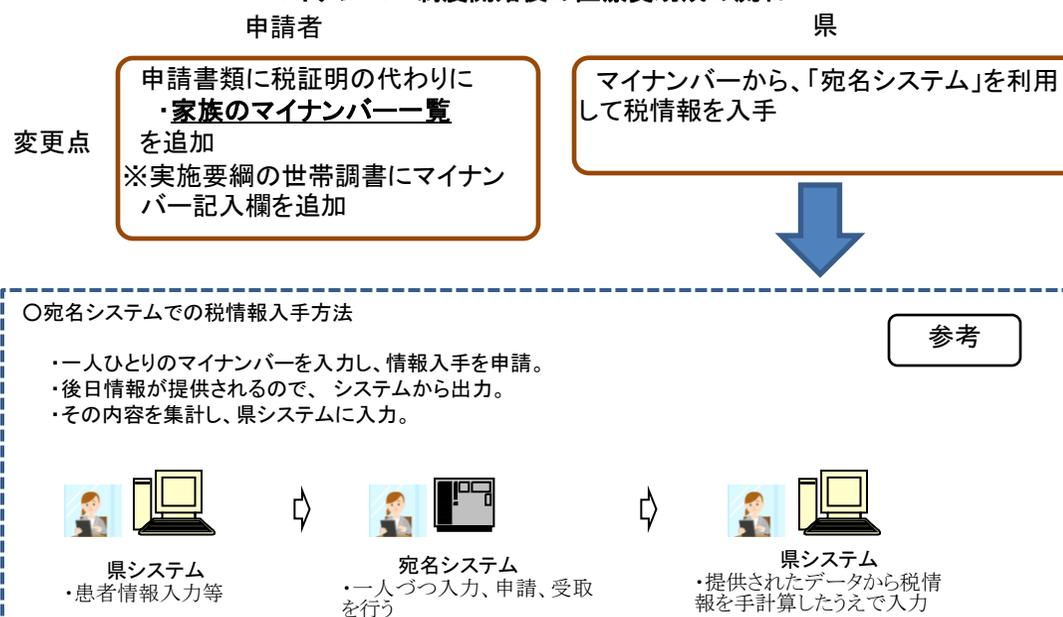


○税証明(市町村民税の課税証明)は、世帯全員分が必要となり、申請者の負担となっている。
(1通400円、平均で1世帯4人として、1,600円)

◎マイナンバー制度開始後、制度を活用することで、この負担を軽減できることから、H29年7月より制度利用するための手続きを実施済み。

マイナンバー制度開始後

マイナンバー制度開始後の医療費助成の流れ



今後のスケジュール

- ・高知県肝炎治療特別促進事業実施要綱の改正作業(～7月)
- ・改正後速やかに県内医療機関、市町村、関係機関に周知
- ・核酸アナログ製剤治療の更新申請を行っている方への通知(更新期限の3ヶ月前に郵送で通知)